

令和2年2月7日
健康福祉部厚生政策課
課長 林
電話（直通）076-225-1410
（内線）4010

「石川県再犯防止推進計画（案）」に対するご意見募集について

1 趣旨

平成28年12月に国において、国との適切な役割分担を踏まえて地域の事情に応じた再犯防止に関する施策を策定・実施する地方公共団体の責務を規定するとともに、地方公共団体に対して、国の計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務を課した再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が制定されました。そして、国は、この法律に基づき平成29年12月15日に国の再犯防止推進計画を閣議決定しました。

このような状況を踏まえ、本県においても、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「石川県再犯防止推進計画」を策定することとしております。

今般、計画案がまとまりましたので、広く県民の皆様からのご意見を募集させていただくこととしました。

2 意見募集の概要

（1）募集期間

令和2年2月10日（月）～3月9日（月）

（郵送については、3月9日（月）の消印有効です。）

（2）募集内容

「石川県再犯防止推進計画（案）」に対するご意見

（3）資料

「石川県再犯防止推進計画（案）」の概要及び全文

（4）資料の入手方法

① 下記からダウンロードできます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/saihanboushi.html>

② 次の場所で閲覧・入手できます。

- ・ 健康福祉部厚生政策課（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎9階）
- ・ 行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁行政庁舎1階）
- ・ 小松県税事務所（小松市園町ハ108の1）

- ・ 中能登総合事務所 (七尾市小島町ニ部33)
- ・ 奥能登総合事務所 (輪島市三井町洲衛10部11番1)
- ・ 南加賀保健福祉センター (小松市園町ヌ48番地)
- ・ 石川中央保健福祉センター (白山市馬場2丁目7番地)
- ・ 能登中部保健福祉センター (七尾市本府中町ソ部27番9)
- ・ 能登北部保健福祉センター (輪島市鳳至町畠田102番4)

3 ご意見の送付について

(1) 送付方法

指定の用紙にご住所、お名前、ご意見等を記入され、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により送付してください。

※申し訳ありませんが、電話、口頭での意見は受け付けできません。

(2) 送付先

- ① 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部厚生政策課地域福祉グループ
- ② FAX 076-225-1409
- ③ 電子メール kousei@pref.ishikawa.lg.jp

4 意見の取扱い

いただいたご意見は「石川県再犯防止推進計画」策定の参考とさせていただき、ご意見に対する県の考え方については、後日公表させていただきます。(ご意見に対する個別の回答はいたしません。)

なお、個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。